

(公印省略)

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 1 日

関係機関 各位

長崎地方法務局戸籍課長

成年後見登記に係る「登記されていないことの証明書」等の登記印紙の取扱い及び手数料改定について

標記証明書等（以下「証明書等」という。）は許認可・資格登録などの事務に広く利用されているところですが、本年 3 月末日をもって登記印紙が廃止され、本年 4 月 1 日から証明書等の交付請求等に係る手数料の納付は収入印紙をもってすることとされています。

ただし、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）附則第 382 号の規定により、当分の間は、登記印紙を使用することできることとされています。

さらに、平成 23 年度予算政府案においては、証明書等の登記手数料の改定が盛り込まれており、当該予算案が年度内に成立すると、登記手数料令（昭和 24 年政令第 140 号）が改正され、本年 4 月 1 日から施行される予定です。

つきましては、本年 4 月 1 日からの登記印紙の取扱い及び証明書等の登記手数料の改定内容は別添のとおりとなる予定ですので、関係職員又は各会員等の皆様に周知いただきますよう、お取り計らい願います。

※ 成年後見登記に係る登記事項の証明書は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などの登記事項の証明を行うほか、「登記されていないことの証明書」はこれらの記録がないことを証明するものとして、資格・免許を取得する際、当該資格・免許の欠格条項に該当しないことを証明するものとして広く利用されているものです。

【お問合せ先】

東京法務局民事行政部後見登録課

電話 03-5213-1360（直通）

～平成23年4月1日から～

成年後見登記にかかる 「登記されていないことの証明書」等の 登記印紙の取扱いについて

平成23年2月

東京法務局

- 本年4月1日から、登記されていないことの証明書等の交付請求等に係る登記手数料は、登記印紙に替えて収入印紙で納付していただくことになります(注1)。

ただし、登記印紙についても、これまでどおり登記手数料の納付に使用することができます(注2)。

- 本年4月1日から、登記手数料の改定が予定されています。

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
登記されていないことの証明書	400円	300円
登記事項の証明書	800円	550円

※ 成年後見登記の手数料の改定の詳細については、決定次第、東京法務局ホームページの成年後見登記のページに掲載する予定です。

- 平成23年4月1日から使用する申請書については、3月中旬頃を目途に東京法務局ホームページの成年後見登記のページに掲載する予定です。

(注1) 「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号) 附則第264条等

(注2) 収入印紙と登記印紙を組み合わせることも可能です。

【問い合わせ先】 東京法務局後見登録課 03-5213-1360 (直通)